

議案第 6 8 号

明石市都市景観条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市都市景観条例の一部を改正する条例

明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
（届出を要しない行為） 第10条 法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 （1）～（2） （略） 以 下 略	（届出を要しない行為） 第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 （1）～（2） （略） 以 下 略
備考 1 改正部分は、下線の部分である。 2 改正の欄に「（削 る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 3 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

本案は、景観法の一部改正に伴う規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。